

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第76号

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(給料表) 第2条 略				(給料表) 第2条 納入は別表第1に定めるとおりとする。			
別表第1 (第2条関係) 技能職給料表				別表第1 (第2条関係) 技能職給料表			
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	職員の区分	職務の級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号	給
1	略	円	略	円	略	1	略
2						2	
3						3	
4						4	
5						5	
6						6	
7						7	
8						8	
9						9	
10						10	
11						11	
12						12	
13						13	
14						14	
15						15	
16						16	
17						17	
18						18	
19						19	
20						20	
21						21	
22						22	
23						23	
24						24	
25						25	
26						26	
27						27	

28						28				
29						29				
30						30				
31						31				
32						32				
33						33				
34						34				
35						35				
36						36				
37						37				
38						38				
39						39				
40						40				
41						41				
42						42				
43						43				
44						44				
45						45				
46						46				
47						47				
48						48				
49						49				300,100
50						50				301,000
51						51				301,900
52						52				302,800
53						53				303,600
54						54				304,400
55						55				305,200
56						56				306,000
57						57				306,800
58						58				307,600
59						59				308,400
60						60				309,200
61						61				309,800
62						62				310,500
再任	63					63				311,200
用職	64					64				311,900
員以	65					65				312,600
外の	66					66				313,200
職員	67					67				313,800
	68					68				314,400
	69					69				315,100
	70					70				315,600
	71					71				316,100
	72					72				316,600
	73					73				316,900
	74					74				317,400
	75					75				317,900
	76					76				318,400
	77					77				318,700
	78					78				319,100
	79					79				319,400
	80					80				319,900
	81					81				320,400
					290,000				290,200	
					290,600				290,800	
					291,100				291,400	
					291,500				292,000	
					292,000				292,500	
					299,900				300,100	
					300,700				301,000	
					301,500				301,900	
					302,300				302,800	
					302,900				303,600	
					303,700				304,400	
					304,400				305,200	
					305,100				306,000	
					305,800				306,800	
					306,600				307,600	
					307,400				308,400	
					308,200				309,200	
					308,800				309,800	
					309,500				310,500	
					310,200				311,200	
					310,900				311,900	
					311,400				312,600	
					312,000				313,200	
					312,600				313,800	
					313,200				314,400	
					313,800				315,100	
					314,300				315,600	
					314,800				316,100	
					315,300				316,600	
					315,600				316,900	
					316,100				317,400	
					316,600				317,900	
					317,100				318,400	
					317,300				318,700	
					317,700				319,100	
					318,100				319,400	
					318,500				319,900	
					319,000				320,400	

82			292.500	319.400	82			293.100	320.800
83			293.000	319.800	83			293.700	321.200
84			293.500	320.200	84			294.300	321.600
85		260.300	293.900	320.500	85			294.800	322.000
86		260.700	294.500	320.900	86			295.400	322.400
87		261.000	295.100	321.300	87			296.000	322.800
88		261.300	295.700	321.700	88			296.600	323.200
89		261.500	296.000	322.000	89			297.000	323.500
90		261.700	296.500	322.400	90			297.500	323.900
91		262.100	297.000	322.800	91			298.000	324.300
92		262.300	297.500	323.200	92			298.500	324.700
93		262.600	297.900	323.400	93			299.000	325.000
94		263.000	298.400	323.800	94			299.500	325.400
95		263.400	298.900	324.200	95			300.000	325.800
96		263.800	299.400	324.600	96			300.500	326.200
97		264.000	299.700	324.900	97			300.900	326.500
98		264.300	300.200	325.300	98			301.400	326.900
99		264.500	300.700	325.700	99			301.900	327.300
100		264.800	301.200	326.100	100			302.400	327.700
101		265.100	301.600	326.400	101			302.800	328.000
102		265.300	302.000		102			303.200	
103		265.600	302.400		103			303.600	
104		265.900	302.800		104			304.000	
105		266.100	303.100		105			304.400	
106		266.400	303.500		106			304.800	
107		266.700	303.900		107			305.200	
108		267.000	304.300		108			305.600	
109		267.300	304.700		109			306.000	
110		267.600	305.100		110			306.400	
111		267.900	305.500		111			306.800	
112		268.200	305.900		112			307.200	
113		268.400	306.100		113			307.500	
114		268.700	306.500		114			307.900	
115		269.000	306.900		115			308.300	
116		269.300	307.300		116			308.700	
117		269.600	307.600		117			309.000	
118		269.900	308.000		118			309.400	
119		270.200	308.400		119			309.800	
120		270.500	308.800		120			310.200	
121		270.600	309.000		121			310.500	
122		270.900	309.400		122			310.900	
123		271.200	309.800		123			311.300	
124		271.500	310.200		124			311.700	
125		271.600	310.400		125			311.900	
126		271.900	310.800		126			312.300	
127		272.200	311.200		127			312.700	
128		272.500	311.600		128			313.100	
129		272.600	311.800		129			313.300	
130		272.900	312.200		130			313.700	
131		273.200	312.600		131			314.100	
132		273.500	313.000		132			314.500	
133		273.600	313.200		133			314.700	
134		273.900			134			315.200	
135		274.200			135			315.500	

	136		<u>274,500</u>		
	137		<u>274,600</u>		
再任 用職 員			<u>191,700</u>	<u>202,900</u>	<u>225,000</u>
					<u>246,200</u>
備考	略				

	136		<u>275,800</u>		
	137		<u>275,900</u>		
再任 用職 員			<u>192,200</u>	<u>203,500</u>	<u>225,700</u>
					<u>247,000</u>
備考	略				

(技能職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第2条 技能職員の給与の特例に関する規則（平成23年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の適用を受ける職員（同規則別表第1（以下「技能職給料表」という。）の職務の級2級の41号給以下又は1級の職員を除く。）の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。）附則第4項の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料（以下「差額給料」という。）の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第3号及び第4号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（以下「給料合計額」という。）は、平成23年度及び平成24年度においては、技能職員の給与に関する規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料合計額が技能職給料表に定める給料月額、差額給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第1号に規定する経過措置保障額の合計額から当該合計額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額を超える場合にあっては、その差額を給料合計額から減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料合計額については、この限りでない。</p>	<p>技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の適用を受ける職員（同規則別表第1（以下「技能職給料表」という。）の職務の級1級の職員を除く。）の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。）附則第4項の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料（以下「差額給料」という。）の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第3号に定める額の合計額（以下「給料合計額」という。）は、平成23年度においては、技能職員の給与に関する規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料合計額が技能職給料表に定める給料月額、差額給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第1号に規定する経過措置保障額の合計額から当該合計額に<u>100分の1</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額を超える場合にあっては、その差額を給料合計額から減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料合計額については、この限りでない。</p>
<p>附 則</p> <p>2 この規則は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この規則は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。</p>

(技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 職員の平成21年切替日以後の給料月額（平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。）が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額の額（技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第72号）の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるものにあっては<u>100分の99.34</u>、当該職員以外の職員にあっては<u>100分の99.09</u>を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額給料」という。）を給料として支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>4 職員の平成21年切替日以後の給料月額（平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。）が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額の額（技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第72号）の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるものにあっては<u>100分の99.83</u>、当該職員以外の職員にあっては<u>100分の99.58</u>を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額給料」という。）を給料として支給する。</p>

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。